

令和 4 年度予算編成方針

1 基本的な考え方

本市は「ウィズコロナ・ポストコロナの地方創生」に向けて、新しい未来を見据えたまちづくりを着実に前進させるとともに、行財政改革の推進による収支改善等の取組により、持続可能で安定的な行財政運営に努めてきた。

しかし、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大は今もなお続き、市民生活や本市経済に甚大な影響を及ぼすとともに、社会・経済活動の長期にわたる停滞により、本市の財政やまちの将来の成長に与える影響を見通し難い状況が続いている。

このような中、市民が安心して暮らせるまちを実現するためには、感染拡大防止や地域経済対策に引き続き万全を期すとともに、グリーン社会の実現や地方創生の取組など、コロナ禍を契機とした市民生活の変化に適応し、収束後の本市の成長を見据えた政策が求められている。

同時に、DXの推進や民営化・民間委託化などによる市民サービスの向上や業務の効率化も必要である。

これらの政策に必要な財源を生み出すためには、非常に厳しい財政状況下での予算編成となることを全ての職員で共有し、新たな財源確保に取り組むとともに、現行の政策や事業のあり方、実施体制の見直しなど、歳入歳出両面において、より一層の行財政改革に取り組むことが不可欠である。

令和 4 年度は、感染症の影響により本市を取り巻く状況が大きく変化する中、この難局に全市を挙げて立ち向かい、感染拡大防止と経済の好循環を実現し、本市の成長につなげていく。

各局室長はこの方針の趣旨を十分に踏まえ、強いリーダーシップのもと、予算編成に取り組むこと。

2 令和 4 年度予算における重点項目

令和 4 年度予算においては、以下の項目に重点的に取り組むこととする。

全ての政策において、コロナ禍を契機とした社会経済情勢や市民生活、市民ニーズの変化を的確に把握し、感染拡大防止と経済の好循環の実現に向けて、事業の見直し、再構築を徹底すること。

また、持続可能な社会の実現に向けた「SDGs」の 17 のゴールの視点から捉えなおし、目標を明確にすること。

（1）感染症に対し強靭で安心できるまちづくり

感染症への対応に当たっては、社会経済活動を継続しつつ感染拡大防止に全力を尽くす必要がある。そのため、令和 4 年度も引き続き、感染拡大防止や医療提供体制の確保に万全を期すとともに、感染症により厳しい影響を受けた地域経済や市民生活への支援に引き続き取り組む。

令和3年度に実施した事業で、令和4年度も継続して取り組む必要があるものについては、実施方法や費用対効果の精査を行った上で、積極的に推進すること。

(2) 経済の好循環を生み出す成長戦略の実行

感染拡大を防止し経済の好循環を実現するため、地域経済活動の状況を適切に見極め、雇用の維持や事業継続など必要な支援策に重点化を図るとともに、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」などに基づく政策を、今一度精査した上で推進すること。

本市の戦略的なプロジェクトである、北九州空港3,000m級滑走路化の早期実現や風力発電関連産業の総合拠点の形成、ロボットの開発・普及促進、エネルギーの脱炭素化などゼロカーボンシティの実現等、本市の成長を促す政策を積極的に推進し、経済の活性化を図ること。

また、5GやAI・IoT、ビッグデータの活用など、民間部門におけるDXやデジタル投資の推進に官民一体で取り組むとともに、デジタル人材の育成やデジタルデバイド対策の強化等を図ること。

そのほか、コロナ禍を契機に人々の注目が地方に集まっているこの機をチャンスと捉え、都市部人材の移住・定着促進や若者の地元就職などに繋がる企業誘致、地方創生の取組などを推進するとともに、観光やMICE、文化芸術・スポーツの振興など、収束後を見据えた地域活性化策に取り組み、にぎわいの回復につなげること。

(3) 「日本で一番住みよい街」の実現に向けた取組の総仕上げ

感染症により厳しい影響を受けている市民等への支援を継続するとともに、後期高齢者の増加など少子高齢化の一層の進展や、生産年齢人口の減少など全国的な人口構造の変化を背景とした、様々な行政課題的確に対応していかなければならない。

そのため、地域交通の確保や空き地・空き家対策、外国人材の活用などの課題に引き続き局部横断的に対応し、取組を推進すること。

また、豪雨災害などに備えた防災・減災対策や防犯対策、公共施設や社会インフラの老朽化対策などの取組を積極的に進め、安全・安心で質の高い暮らしのできるまちづくりを推進すること。

そのほか、女性や若者に対する支援やセーフティネットの強化、孤独・孤立対策など、今般の感染拡大により顕在化した課題への対応を強化するとともに、雇用、住宅、子育て・教育、健康寿命の延伸などあらゆる分野の施策をもう一段磨き上げ、本市が「日本で一番住みよい街」として、選択され続けるよう取組を推進すること。

(4) DXの推進

2040年問題への対応やデジタル技術の著しい進展、コロナ禍を受けた「新たな日常」など、働き方や生活様式の変化などの新たな動きを契機と捉え、デジタル技術の徹底活用により、業務のあり方をはじめ、制度・手続きや政策・組織のあり方を含めた抜本的な変革に取り組み、市役所のあり方を見直していく必要がある。

そのため、「(仮称) 北九州市DX推進計画」に基づくマイナンバーカードの普及促進やAI・RPAの利用促進、テレワーク・ペーパレス化等にスピード感をもって集中的に取り組み、市民サービスの向上や業務の効率化等を図ること。

3 行財政改革・事業見直しの推進

本市の財政状況は、歳入面では、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少等に伴い、中期的には税収の減少も懸念されるほか、歳出面では、老朽化した公共施設やインフラの維持管理費の増加や福祉・医療関係経費の伸びなどによる財政需要の増加が見込まれている。また、感染症の影響による社会情勢の悪化等による歳入への影響や、コロナ禍を契機とした新たな財政需要などを踏まえると、本市の財政は令和4年度においても相当厳しい状況が続くと見込んでいる。

さらに、これまで感染症対策に活用してきた臨時交付金が令和4年度に交付される見込みは立っておらず、本市の財源調整用基金の残高は、市制発足以来最低水準となるなど、感染症対策に必要な財源が枯渇した状況下での予算編成を余儀なくされている。

このような中、持続可能で安定的な財政を確立、維持しながら、感染症等への対応に万全を期し、本市の成長を促すためには、より一層の「選択と集中」により、限られた財源を、真に必要な政策に振り向けることが必要である。

また、これまでと環境が一変した状況下において新たに必要な政策を効果的に推進するためには、前例踏襲的な思考に陥ることなく、感染症を契機とした生活様式や社会・経済活動の変化を踏まえ、古い既存の取組を大胆に見直し、再構築することが不可欠である。

そのため、令和4年度予算編成に当たっては、全ての事業について、歳入・歳出両面から事業の必要性や具体的な成果、費用対効果の視点により徹底的に内容を精査し、従来以上に事業の廃止、整理・統合、一時休止、新規事業着手の先送りといった見直しを行い、その内容を反映した予算編成を行うこと。

また、老朽化した公共施設の改修・更新経費の増加に対応し、限られた予算の中で、持続的な維持管理を実現していくため、「北九州市公共施設マネジメント実行計画」に基づき、施設の廃止や集約、複合化や多機能化、更新時の規模の見直し等の取組を推進すること。

予算要求段階においても、各局室は、下記に示した歳入、歳出等に関する項目に留意し、義務的経費を除く全ての事業において、徹底した行財政改革の推進を念頭に見直しを行った上で、その額に応じた予算要求を行うこと。

4 投資的経費の適正水準の維持について

公共事業については、他の政令指定都市が投資的経費の抑制に取り組む中、本市では例年、市の予算を上回る要望を国に行い、補助金を確保していたため、投資的経費の水準が他の政令市と比較しても高くなっている。

近年、投資的経費が、健全な財政運営を維持するために策定している中期財政見通しで示した予算上の上限である620億円を毎年数十億円上回る規模で推移するとともに、市民一人あたりの市債残高は政令市で最も高くなるなど、今後見込まれる人口減少等を踏まえると、将来世代への負担軽減につながる具体的な取組が必要な状況となっている。

こうした状況を踏まえ、今後の投資的経費の毎年度の予算（補正予算を含む）は、当面5年間、投資的経費の適正水準として定める620億円の範囲内とする。

なお、年度中に内示増等による増額が生じた場合は、原則として翌年度分の前倒しとし、翌年度の当初予算の水準から当該額を控除した額をベースに予算編成を行うこととする。

5 国の制度変更等への適切な対応について

感染症の影響により地方財源の伸びが見込めない中、国において、感染拡大防止と経済の好循環に向けた取組や、防災・減災、国土強靭化等の課題への対応、地方への一般財源確保の取組等が行われている。

国の補正予算や国庫補助制度の変更などの動向に留意し、適切な対応を図ること。

記

1 歳入に関する事項

歳入の見積りについては、感染症の影響を踏まえた経済動向や国の制度改革等を十分に見極めつつ、過年度の実績や客観的資料等に基づき的確に行うこととし、特に次の諸点に留意すること。

（1）市税・地方譲与税・県税交付金

市税収入については、課税客体、課税標準の正確な把握など、適正な課税に留意し、的確に見積もること。

（2）地方交付税等

地方交付税及び臨時財政対策債については、国の地方財政計画等を踏まえ、的確に見積もること。

（3）使用料、手数料その他の税外収入

施設の使用料等の収入については、感染症の影響を踏まえるとともに、令和元年度からの公共施設の使用料等の見直し及び令和元年10月からの消費税率引き上げに基づく使用料の改正等を踏まえ、的確に見積もること。

（4）国県支出金

国県支出金については、国における新年度予算や補正予算（防災対策、経済対策等）の編成状況を見極めたうえで、適切に見積もり、最大限活用できるよう工夫すること。

また、国の動向について留意し、積極的かつ的確に国庫補助負担金の確保に努め、予算編成に反映させること。

さらに、国庫補助負担事業において超過負担が存在する場合には、国に要望するなどその解消に努めるとともに、福岡県が単独事業として県下市町村に助成している事業のうち、政令市ののみ助成対象外となっているものや助成率に格差があるものについても、その是正に努めるよう働きかけを行うこと。

(5) 市債

市債については、その償還が後年度の市民負担になることに留意し、令和4年度の地方債計画、地方財政計画の動向等を勘案して適切に見積もること。この場合には、極力有利な資金の確保に努め、防災基盤の整備事業等が対象となる「緊急防災・減災事業債」や連携中枢都市圏構想の推進に資する施設の整備等が対象となる「地域活性化事業債」等の活用を優先的に検討すること。

なお、市債の見積りについては、財政局財政課（財政制度・企画係）と事前に十分協議すること。

(6) 広告収入その他の収入

広告収入については、印刷物のほか、庁舎等市所有の資産において、その目的を阻害しない範囲内で広告を掲載し、その確保に努めること。また、令和4年から開始する提案型ネーミングライツ制度に基づくネーミングライツの導入及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用に積極的に取り組むこと。

また、外郭団体等に対する出資金等の返還や特別会計の剰余金の活用については、当該外郭団体等または特別会計の経営状況を踏まえ、取り組むこと。

その他、各局室の創意工夫により、更なる歳入確保に取り組むこと。

2 歳出に関する事項

歳出についても、新型コロナウイルス感染症の影響を十分に見極めた上で、あらゆる領域で政策を今一度、精査し、「元気発進！北九州」プランの総仕上げに引き続き取り組むこと。

また、「北九州市行財政改革大綱」で掲げた4つの改革の柱等を踏まえた収支改善の取組を着実に実行するとともに、民営化・民間委託化等による事務改善の推進や施設管理等における適正予算の確保を図るものとし、次の諸点に留意すること。

(1) 共通事項（投資的経費・行政経費）

① 予算要求額の上限

令和4年度予算編成においては、必要な政策を実施するための財源を確保する必要があることから、新規・拡充事業を行う場合（別に指定する経費を除く）は、原則、恒久的な歳入確保や既存事業の見直しによる歳出削減などにより財源を確保する「財源確保ルール（ペイアズユーゴー原則）」の徹底を基本方針とする。

各局室は、義務的経費を除く全ての経費区分において、行財政改革の視点で必要な見直しを行った上で、その額に応じて予算要求を行うこと。

② 事務的経費の削減

移動制限やテレワーク・WEB会議の普及、行政内部管理経費の節減の観点から、以下の経費は、経費区分に関わらず削減する。

ア) 旅費

前年度当初予算額の25%（終了・経費区分移動後）

裁量的経費は、配分額から控除（一般財源ベース）し、裁量的経費以外の経費は、予算調整段階での総額を、前年度当初予算額比25%削減を目途に調整する。

イ) その他需用費・一般備品費

前年度当初予算額の10%（終了・経費区分移動後）

裁量的経費は、配分額から控除（一般財源ベース）し、裁量的経費以外の経費は、予算調整段階での総額を、前年度当初予算額比10%削減を目途に調整する。

(2) 投資的経費

投資的経費は、「北九州市公共施設マネジメント実行計画」等に基づく公共施設の総量抑制を図るとともに、本市の成長を促進する拠点整備や公共施設等の老朽化対策、防災対策に係る投資に重点化すること。

近年、投資的経費にかかる公債費は高い水準で推移し、市債残高も高止まっており、後年度の財政を圧迫する要因となっている。

令和4年度の厳しい歳入見込みを鑑み、投資的経費の総額は、継続事業の進度調整や新規事業の先送り、国の補正予算を活用した前倒しの検討など、予算編成段階で全体額を調整し、中期財政見通しで示す年620億円以下とする。

国の経済対策は、通常より手厚い財源措置が期待できることから、国の補正予算を活用した継続事業の前倒しについては、積極的に対応すること（新規事業については、事前協議を経たうえで対応を決定する）。

なお、編成にあたっては、地元企業への優先発注に取り組み、公共事業に係る労務単価や資材費の動向にも留意のうえ、適切に経費を見積もること。

① 重点戦略経費、臨時等経費、財政局指定経費（投資的経費）

「重点戦略経費」、「臨時等経費」、「財政局指定経費」の要求上限額は、原則として「前年度当初予算額（終了事業や経費区分の移動等を反映した前年度当初予算額、以下同じ）」の範囲内（事業費・一般財源ベース）とする。

各局室は、要求にあたって必要な事業の見直しを行うこととし、その場合、要求上限額は、原則として、事業見直し後の「前年度当初予算額」に、事業見直しによる「削減額」の2倍の額をあわせた合計額を上限額（事業費・一般財源ベース）とする。

また、別に指定する以下の経費については、「所要額」を要求上限額とする。

※各局室の要求上限額は、「重点戦略経費」、「臨時等経費」、「財政局指定経費」の間で調整できるものとする（ただし、投資的経費と行政経費間の調整は不可）。

※原則として、要求上限額を超えた要求を行うことはできないので、各局室においては、要求事業の所要額や優先度等の精査を十分に行った上で要求を行うこと。

※事務的経費の削減（旅費、その他需用費、一般備品費）による削減額は要求上限額の算定基礎には含まないので留意すること。

【所要額を要求上限額とする経費（投資的経費）】

- ア) 洋上風力に係る基地港湾整備経費、北九州空港航空貨物拠点化整備経費
- イ) 公共施設の老朽化等で緊急的な対応に要する経費
 - ※「公共施設の改修工事予算に関する考察チーム全体会議」による判定を受けた施設のうち、別途建築都市局から通知される「市有建築物老朽化対策に係る「危険度リスト（緊急）」を踏まえた予算要求について（10月7日通知予定）」に記載された施設の設計、工事に限る
- ウ) 未利用市有地の活用推進経費

② 裁量的経費（投資的経費）

「裁量的経費」については、各局室に「前年度当初予算額」（終了事業や経費区分の移動等を反映した事業費・一般財源ベース）から「事務的経費の削減額」を控除した額を配分する。

各局室は、配分額から必要な事業見直しを行うこととし、その場合、事業見直しによる削減額の3倍の額を、「重点戦略経費」、「臨時等経費」、「財政局指定経費」の要求上限額に加えることができる。

裁量的経費の要求上限額は、事業見直し後の「配分額」の範囲内とする。

(3) 行政経費

新型コロナウイルス感染症の影響による市民ニーズの変化等を的確に把握し、市民が真に必要とする政策に再構築するため、事業の必要性や具体的な成果、費用対効果等の視点からゼロベースで見直し、十分検証すること。

① 重点戦略経費、臨時等経費、財政局指定経費（行政経費）

「重点戦略経費」、「臨時等経費」、「財政局指定経費」の要求上限額は、原則として「前年度当初予算額（終了事業や経費区分の移動等を反映した前年度当初予算額、以下同じ）」の範囲内（一般財源ベース）とする。

各局室は、要求にあたって必要な事業の見直しを行うこととし、その場合、要求上限額は、原則として、事業見直し後の「前年度当初予算額」に、事業見直しによる「削減額」の2倍の額をあわせた合計額を上限額（一般財源ベース）とする。

また、別に指定する以下の経費については、「所要額」を要求上限額とする。

※各局室の要求上限額は、「重点戦略経費」、「臨時等経費」、「財政局指定経費」の間で調整できるものとする（ただし、投資的経費と行政経費間の調整は不可）。

※原則として、要求上限額を超えた要求を行うことはできないので、各局室においては、要求事業の所要額や優先度等の精査を十分に行った上で要求を行うこと。

※事務的経費の削減（旅費、その他需用費、一般備品費）による削減額は要求上限額の算定基礎には含まないので留意すること。

【所要額を要求上限額とする経費（行政経費）】

- ア) 新型コロナウイルス感染症対応経費
- イ) グリーン成長の推進経費（風力、太陽光、蓄電池・EV、水素、脱炭素イノベーションに関するものに限る）
- ウ) 市民サービスの向上・事務の効率化等のためのDX推進経費
- エ) 北九州空港航空貨物拠点化関連経費
- オ) 民営化・民間委託化による事務改善の推進経費
- カ) 未利用市有地の活用推進経費

② 裁量的経費（行政経費）

「行政経費（公共施設）」及び「行政経費（その他）」については、各局室に「前年度当初予算額」（終了事業や経費区分の移動等を反映した一般財源ベース）から、以下に示す「事務的経費の削減額」を控除した額を配分する。

各局室は、配分額から必要な事業見直しを行うこととし、その場合、事業見直しによる削減額の3倍の額を、「重点戦略経費」、「臨時等経費」、「財政局指定経費」の要求上限額に加えることができる。

裁量的経費の要求上限額は、事業見直し後の「配分額」の範囲内とする。

【事務的経費の削減額】

行政経費（その他）	旅費（前年度当初予算額の25%） その他需用費・一般備品費（同10%）
行政経費（公共施設）	旅費（前年度当初予算額の25%）

③ 義務的必要経費

義務的必要経費については、その見積りが過大にならないよう的確に行った上で、必要額を要求すること。

なお、令和3年8月11日付北九財財第603号「令和4年度予算にかかる各局の所要額調査及び義務的必要経費事前調整について（照会）」に基づき、財政局と事前に調整した算定方法により積算すること。

④ 一般経費（職員給）

人件費については、組織・機構の改善、事務処理の能率化及び民間委託等の推進により、引き続き職員数の抑制に努めること。

3 特別会計・企業会計に関する事項

特別会計・企業会計については、これまで各会計の健全化を図るため、経営改善について、様々な検討を行ってきたところであり、今後とも会計の実態に即した検証を行いながら、経営改善に努めること。

なお、予算編成に当たっては、特に次の諸点に留意すること。

(1) 経営健全化

特別会計・企業会計については、経費の徹底した削減や利用料金の適正化等に取り組み、当該事業収入でその経費を賄えるよう、経営の健全化に努めること。

(2) 料金

国民健康保険料、介護保険料等の料金の取扱いについては、市民生活に及ぼす影響や財政上の影響等を十分考慮するとともに、その見積りを的確に行うこと。

(3) 一般会計との負担区分

特別会計は、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理するもので、独立採算制が重視されるものである。

このため、一般会計からの繰入れがある特別会計については、一般会計からの繰入れにできる限り頼らない、より効率的な経営に努めること。

また、企業会計については、公営企業の基本原則に則り、経営の効率化を推進し、一般会計繰入金の削減、市財政への貢献に資する経営に努めること。

(4) その他

一般会計からの繰入れがある特別会計については、一般会計と同様に事務的経費の削減（旅費、その他需用費、一般備品費）を行うものとする。

4 その他

(1) 予算編成過程の公開

予算編成過程の公開については、別途通知する。